


新型コロナウイルス感染症により影響を受けた 林業者のための借換資金への信用保証について

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた林業者が、林業経営の維持安定を目的として債務の償還負担を軽減するために借換えを行う場合には、保証料免除で当信用基金の信用保証を利用できます。

この保証の利用は、全国木材協同組合連合会へ林業施設整備等利子助成を申請し、最長5年間の利子助成を受けることが条件となります。(当該保証料免除と、利子助成は、セットメニューです。)

ご利用対象者	<p>新型コロナウイルス感染症による影響により、以下のいずれかの被害があり、事業継続に支障をきたしている林業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員が罹患するなど直接的な影響により、経済的被害が発生(左記直接被害については100%保証) ・取引先が休業するなど間接的な影響により、3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少(左記間接被害については80%保証) ・取引先が休業するなど間接的な影響により、3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して15%以上減少(左記間接被害については100%保証) <p>※林業経営改善計画、合理化計画の認定を受けた林業者等又は都道府県が選定した育成経営体であって、林業に係る所得(売上高)が過半を占めている必要があります。</p>
保証限度額	3億円又は林業経営の維持安定を目的とした債務の償還負担の軽減に必要な資金のいずれか低い額※借換対象となる資金には条件があります。詳細についてはお問い合わせ下さい。
資金使途	新型コロナウイルス感染症による影響に対応するために、林業経営の維持安定を目的とした 既往債務の借換に必要な資金
保証期間	運転資金 10年以内(設備資金を借り換える場合は15年以内としますが、運転資金として取り扱います。)
返済方法	分割返済(返済据置期間2年以内)
保証料の特例	最大で5年間「保証料免除」となります。
貸付利率	金融機関所定の利率(既往債務の借入金の利率以下かつ年2%以下) ※林業施設整備等利子助成を利用することで、最長5年間実質無利子化となります。
貸付方式	手形貸付/証書貸付
保証人	実質無保証人(同一経営の範囲内の保証人のみ徴求)
担保	実質無担保(融資対象物件担保のみ徴求)
出資金	保証額に対して出資金が必要。(完済後、ご請求により出資金を返戻します。)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長・業界団体の長等による被害を証明する書面等が必要となります。 ・当基金への保証申込後速やかに全国木材協同組合連合会へ林業施設整備等利子助成の申請が必要です。(URL:http://www.Zenmokukyo.jp/) ・本事業の受付期間は、令和5年3月31日まで。(予算を全て執行した場合には、受付を終了させていただきます。)
申込窓口	お取引先の金融機関へ直接お申込みください。
相談窓口	<p>独立行政法人農林漁業信用基金 林業信用保証業務部 業務課 〒105-6228東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズMORIタワー 28階 電話 03-3434-7826・7827 URL: https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/shien/index.html 又は ※利子助成については、全国木材協同組合連合会(03-3580-3215)までお問い合わせください。</p> 

※融資及び保証については一定の審査をさせていただきます。

※林業施設整備等利子助成事業(新型コロナウイルス感染症対策)利用時の消費貸借契約書の印紙税は非課税措置の対象となります。詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/inshi/index.htm>)